



## ◆歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

### 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です。

#### ◆歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

#### ◆保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

#### ◆歯科外来物価対応料について

昨今の物価高騰（歯科医療資材、光熱費等の負担増）に対応し、歯科外来における診療体制を維持・強化するため、厚生労働省の定める施設基準に基づき、初診時および再診時に「歯科外来物価対応料」を算定させて頂いております。

## ◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

#### ◆電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2

当院は、マイナ保険証によるオンライン資格確認などを活用し、患者様に質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。また、お会計の際、算定した区分・項目の名称や点数等詳細な内容が分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

#### ◆初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、かつ抗菌薬に適正使用に関する研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

#### ◆歯科外来診療医療安全対策加算 I

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、自動体外式除細動器（AED）を常時設置しております。当院は歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しております。緊急時に円滑な対応ができるよう、以下の保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関

独立行政法人 国立病院機構 災害医療センター

☎ 042-526-5511

#### ◆歯科外来診療感染対策加算 I

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

#### ◆歯科訪問診療料の注16に規定する基準

在宅で療養している患者様への診療を行っております。

#### ◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

#### ◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っております。

#### ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

当院では、質の高い歯科医療を安定して提供できるよう、歯科衛生士、歯科助手、受付をはじめとする医療従事者の処遇改善（賃上げ）に積極的に取り組んでいます。これに伴い、厚生労働省の定める施設基準に基づき「外来在宅ベースアップ評価料」を算定しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ◆歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、安全で適合性の高い技工物（被せ物や義歯など）を安定して患者さまへ提供するため、歯科技工士の処遇改善（賃上げ）を支援する取り組みを行っています。厚生労働省の定める施設基準に基づき「歯科技工所ベースアップ支援料」を算定し、以下の連携歯科技工所と協力して処遇改善に努めております。